

第8期介護保険事業計画における令和3年度事業評価

資料2

第8期介護保険事業計画に記載の内容					2021年度(令和3年度)年度末実績値			
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	計画記載頁	2021年度(令和3年度)目標値(事業内容、指標等)	具体的な事業名・取組名	事業・取組内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止		・地域での多様な主体による支援の推進 (取組の柱1)	84	【サポーター新規登録者数】 (R3) (R4) (R5) 運動 2人 5人 5人 音楽 0人 5人 5人 健康 3人 7人 7人 食 0人 7人 7人 生活 0人 10人 10人	・地域づくりと人材育成 (取組ア)	地域活動サポートセンターゆいは、介護予防や生活支援を推進する地域づくりの拠点として、地域支え合いネットワーク(協議体)の強化やつどいの場の充実等に取り組みます。併せて、地域の担い手の育成については、運動・音楽・健康づくり・食生活改善・生活支援のサポーター養成講座を実施し、翌年度以降の新規サポーター登録につなげます。 また、生活支援コーディネーターが地域支え合いネットワーク(協議体)と連携し、地域資源や高齢者ニーズを把握し、見える化した課題の解決に向けて、地域の支え合いによる新たなサービスの創出や地域のつどいの場の立ち上げ等を支援します。	◎	【令和3年度サポーター新規登録者数】 運動:7人 音楽:5人 健康:5人 食:3人 生活:0人 新型コロナウイルス感染症の影響はあったが、例年と変わらない程度のサポーターの養成はできた。また、体力測定専門とデュアルタスクトレーニングを専門に行なうサポーターを養成し、活動の幅を広げることができた。地域によっては、サポーターがいなくてもあり、地域活動に差があるため、人材育成を行い、地域の健康格差をなくす必要がある。 令和3年度から中学校区に1名ずつ生活支援コーディネーターを配置した。生活支援体制整備は、過渡期にあるため、今後も継続して地域での支え合いネットワークづくりや新たなサービスの創出、つどいの場の立上げ、人材の発掘等に取り組む必要がある。
①自立支援・介護予防・重度化防止	① 課題 【高齢者実態調査から見えた課題】 ・地域の支え合いの仕組みの構築 ・地域の担い手の育成 ・地域の身近なつどいの場等への社会参加の促進 ・高齢者の外出促進 ・口腔ケア・口腔機能向上の推進 【第7期計画から見えた課題】 ・地域支え合いネットワーク(協議体)の構築と推進 ・介護予防サポーター等の養成 ・身近な地域のつどいの場の充実	・地域での多様な主体による支援の推進 (取組の柱1)	85	数値目標なし	・社会参加と生きがいづくり (取組イ)	古賀市シニアクラブ連合会や古賀市シルバー人材センター等の団体の支援を行い、高齢者の生きがいづくり、健康づくり及び就労等を推進します。 また、平成27(2015)年の介護保険法の改正を受け、古賀市では介護予防を推進する「場」を地域の歩いて行ける公民館等の住民主体のつどいの場に移行することとし、ふれあいセンターりん(介護予防支援センター)を指定管理期間が満了する令和4(2022)年度末に終了し、身近な地域のつどいの場における介護予防の充実を積極的に推進します。	○	古賀市シニアクラブ連合会や古賀市シルバー人材センター等の高齢者の生きがいづくり、地域社会の課題解決に対する支援(補助金交付)を行った。課題としては、シニアクラブの会員の減少や、シルバー人材センターのコロナ禍による受託事業の減少である。 「ふれあいセンターりん」については令和4年度の活動終了に向けて、その活動の地域への移行について検討する必要がある。
①自立支援・介護予防・重度化防止	【地域ケア会議等から見えた課題】 ・地域のつどいの場における介護予防活動の推進 ・地域における生活課題の「見える化」と支援を行う仕組みの構築 ・地域の支え合い活動の継続支援や新たなサービスの創出 ・日常生活支援の担い手の養成や発掘 ② 今後3年間の取組の方向性 高齢者の身近な地域で、介護予防活動や日常生活支援の充実を図るために、地域の様々な社会資源を見える化し、多様な主体によって支え合う体制を構築していきます。 また、新たに高齢者の保健事業と介護予防事業を一体的に取組み、高齢者の健康づくりや介護予防を効果的に推進します。 なお、令和2年から流行した新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、地域における介護予防活動が縮小されており、今後3年間においても影響があると考えられます。このような状況の中、高齢者の介護予防として地域活動への支援と併せて自宅で簡単にできるトレーニング「家トレ」の推進等、新しい生活様式を踏まえた事業の実施に取り組めます。	・地域のつどいの場の充実 (取組の柱2)	86	【いきいきポールンピック大会参加者数】 R3:300人 R4:350人 R5:400人	・自主的な介護予防活動 (取組ウ)	住民主体のつどいの場の活動をサポーターが定期的に支援することで、多様な活動メニューの助言及び自主的な介護予防活動の充実を図ります。 また、住民主体のつどいの場における日頃の活動や交流の活性化を図るために、介護予防活動としてポールンピックや音楽活動を行っているグループに対して、市が実施するいきいきポールンピック大会等への参加を促します。	◎	【令和3年度いきいきポールンピック大会参加者数:616人】 (予選会:71チーム、参加者538人) (決勝大会:予選会上位8チーム、参加者78人) 令和3年度も新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策を講じ、地域の公民館等での予選会と決勝大会の組み合わせでポールンピック大会を開催した。各地域で予選会を開催したことにより参加者が増加した。 今後も地域で継続した取組ができるよう、運動サポーター等の人材育成を図るとともに、福祉会等の活動にポールンピックやゲームを取り入れてもらえるよう働きかけを行いたい。
①自立支援・介護予防・重度化防止		・健康づくりと介護予防の一体的な推進 (取組の柱3) (基本施策1)	87	【ヘルス・ステーション設置箇所数】 R3:17か所 R4:21か所 R5:25か所 【地域リハビリテーション活動支援事業新規実施箇所数】 R3:2か所 R4:4か所 R5:8か所	・健康寿命を延ばす取組 (取組エ)	古賀市では、健康寿命を延ばすため「健康チャレンジ10か条」を作成し、ヘルス・ステーションや地域のつどいの場等の活動を通して普及啓発を行っています。高齢者をはじめ全ての市民が、「健康チャレンジ10か条」を継続して取り組むことで、生涯を通じて健康の保持・増進やフレイル予防等を図ります。 このほか、保健師等の専門職が、一人一人の健康状態に応じた健康相談や保健指導を行うとともに、サポーターの育成や地域住民と協力した健康づくりと介護予防活動の推進を図ります。 また、地域のつどいの場等にリハビリテーション専門職等を派遣し、地域に合った効果的な運動方法等の助言や介護予防活動の支援を行うことで、地域住民が主体的に介護予防を推進できるようにします。	◎	【令和3年度ヘルス・ステーション設置箇所数:15か所】 新型コロナウイルス感染拡大を心配して活動を中止する区が1行政区あったが、14行政区は感染防止策を講じた上で活動が行われた。地域の中で、少しずつ健康づくりや介護予防活動が戻りつつあるが、コロナ禍で各種活動が停滞したことにより、サポーター等のモチベーションの低下も見られたため、活動を支える各種サポーター等の人材育成を今後も継続して行う必要がある。 【令和3年度地域リハビリテーション活動支援事業新規実施箇所数:0か所】 令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、介護事業所等の協力を得ることが難しい状況にあったため、事業を実施することができなかった。今後は、全行政区にリハビリテーション専門職等の派遣ができるよう事業内容を見直したい。
①自立支援・介護予防・重度化防止		・健康づくりと介護予防の一体的な推進 (取組の柱3)	88	数値目標なし	・自宅で行う介護予防の取組 (取組オ)	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、外出の自粛や集団での活動を控える中、自宅で行える健康づくりやフレイル予防として、「家トレ(お家でできるトレーニング)」を推進しています。地域活動サポートセンターゆいは、家トレや脳トレ等の動画や教材を作成し、市のホームページ等への動画の掲載や教材の配布を行います。 また、体力測定や高齢者一人一人に合った運動のきっかけづくり、健康や食事についてのアドバイス等を行う「家トレ相談室」を実施します。	◎	市民やサポーターが、家庭や公民館等で健康づくりやフレイル予防の取組ができるよう各種教材を作成し、提供することができた。どのくらい実践されているか、質問票等を活用した評価を行なう必要がある。

第8期介護保険事業計画に記載の内容					2021年度(令和3年度)年度末実績値			
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	計画記載頁	2021年度(令和3年度)目標値(事業内容、指標等)	具体的な事業名・取組名	事業・取組内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止	<p>① 課題</p> <p>【高齢者実態調査から見えた課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの体制強化 <p>【第7期計画から見えた課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な地域で相談ができる相談支援体制の強化 <p>【地域ケア会議等から見えた課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門職のケアマネジメント力の更なる向上 <p>② 今後3年間の取組の方向性</p> <p>今後、増加が見込まれる後期高齢者や一人暮らし高齢者、認知症高齢者等に対し、地域包括支援センターの専門職が中心となって総合相談や高齢者の権利擁護等の支援を行います。</p> <p>また、地域共生社会の実現に向け、8050問題など地域住民の複雑化・複合化した問題に対応する新たな包括的相談支援体制を構築します。</p>	<p>・地域包括支援センターの体制強化</p> <p>(取組の柱4)</p>	90	<p>【地域包括支援センターへの相談件数】</p> <p>R3:1500件 R4:1600件 R5:1700件</p> <p>【地域ケア個別会議での事例検討数】</p> <p>R3:108件 R4:108件 R5:108件</p>	<p>・地域包括支援センターの運営</p> <p>(取組力)</p>	<p>地域包括支援センターでは、社会福祉士や保健師、主任ケアマネジャー等の専門職が中心となり、高齢者に対する総合相談や権利擁護、介護予防ケアマネジメント等の支援を行います。</p> <p>新たに設置する圏域(委託型)地域包括支援センターでは、主に地域の身近な相談窓口として、高齢者等に関する様々な相談を受け止め、適切な機関や制度・サービスにつなぐ等の総合的な相談支援や介護予防ケアマネジメント等を行います。また、圏域(委託型)地域包括支援センターで実施する地域ケア個別会議では、その中で見える様々な課題の解決に関し、多職種が協働して支援方法を検討し、自立支援に資するケアマネジメント力の向上や地域資源・課題の抽出等を行い、効果的な支援方法等の向上に取り組めます。</p> <p>基幹型地域包括支援センターは、主に高齢者の権利が侵害される虐待事案について、虐待対応マニュアル等を活用した高齢者の権利擁護支援、個別ケースの課題分析等から地域に共通した課題を発見し、地域づくりや資源の開発、施策形成への立案・提言を行うための地域ケア推進会議を開催します。また、圏域(委託型)地域包括支援センターの運営に関して公平性・中立性の確保や効果的な取組の充実を支援するため、各圏域(委託型)地域包括支援センターの運営や活動に対する支援に取り組めます。</p>	◎	<p>【令和3年度地域包括支援センターへの新規相談件数:1,319件】</p> <p>【令和3年度地域ケア個別会議での事例検討数:0件】</p> <p>地域に身近な相談窓口として、令和3年4月から市内3中学校区ごとに1か所の地域包括支援センターを増設し、各地域にお住まいの高齢者及び家族、地域の支援者等からの相談に対して、各関係機関と連携して対応することにより、効果的な支援方法の向上を図ることができた。</p> <p>また、基幹型地域包括支援センターと各圏域地域包括支援センターの定例会を実施し、情報共有をはかることでそれぞれの役割分担のもと課題解決に努めることができた。</p> <p>今後は、昨年度整備した地域ケア会議を各圏域地域包括支援センターで開催し、個別ケースを通して課題分析等を行い、地域に共通した課題を抽出し、施策形成につながるような方向性を持って実施する必要がある。</p> <p>また、地域包括支援センターの運営について、センターの周知や地域活動への参画、支援者団体との連携により更なる体制強化を図る必要がある。</p>
①自立支援・介護予防・重度化防止	(基本施策2)	<p>・包括的な相談支援体制の構築</p> <p>(取組の柱5)</p>	92	数値目標なし	<p>・重層的な相談支援</p> <p>(取組キ)</p>	<p>地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な相談支援体制を整備するため、属性を問わない相談支援や多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を実施し、本人に寄り添い、伴走する相談支援体制の構築に取り組めます。</p>	○	<p>令和3年4月より市内3中学校区ごとにCSW(コミュニティソーシャルワーカー)を配置し、地域住民の複雑化・複合化した課題に対して関係機関と連携した対応により、解決に向けた相談支援を行うことができた。</p> <p>今後は各分野(高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮等)の支援機関と連携し、包括的な相談支援体制を構築する必要がある。</p>
①自立支援・介護予防・重度化防止		<p>・認知症の理解促進</p> <p>(取組の柱6)</p>	93	<p>【認知症サポーター養成講座等受講者数】</p> <p>R3:1,200人 R4:1,200人 R5:1,200人</p>	<p>・市民が支える認知症施策の普及啓発</p> <p>(取組ク)</p>	<p>認知症の人やその家族を地域全体で見守り支援するため、古賀市キャラバン・メイト連絡会「橙(だいだい)」の会員を講師として、市民や市内企業、学校教諭、市職員等を対象に、「認知症サポーター養成講座」を実施します。また、市内の小中学生を対象に認知症ジュニアサポーター養成講座「オレンジ教室」を実施するほか、新たに市内の高校・大学での講座を実施します。</p> <p>養成した認知症サポーターに対しては、見守り活動を促すために必要な情報提供を行います。</p>	○	<p>【令和3年度認知症サポーター養成講座受講者数:885人】</p> <p>認知症サポーター養成講座については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、小学校(8校)・中学校(1校)では講座内容・時間等を工夫して実施し、認知症に関する理解・促進に努めることができた。</p> <p>今後は、社会情勢を鑑みながら、小・中学校をはじめ、地域、企業、高校などでの実施を行うことで、更なる認知症の理解促進を図る必要がある。そのひとつに中学生向け講座に認知症VR体験会の導入、また市民啓発として認知症に関する映画上映会を実施する。</p>
①自立支援・介護予防・重度化防止	<p>① 課題</p> <p>【高齢者実態調査から見えた課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のつどいの場や認知症カフェ等の設置・充実 ・認知症施策の更なる推進 <p>【第7期計画から見えた課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症に対する理解促進のための普及啓発 ・認知症の早期発見・早期対応 ・認知症の人を地域で支えるサポーターの養成及び活躍できる仕組みづくり 	<p>・認知症のひととの共生と予防の推進</p> <p>(取組の柱7)</p>	94	数値目標なし	<p>・認知症の早期発見・早期対応</p> <p>(取組ケ)</p>	<p>複数の専門職(認知症サポート医、チーム員等)で構成された認知症初期集中支援チームが、認知症の疑いがある人や認知症の人、その家族等の自宅へ訪問して現状や課題を把握し、早期に必要な支援を包括的・集中的に行うことで、症状の進行を予防し、適切なサービスへつなげます。</p> <p>また、地域包括支援センターに配置する認知症地域支援推進員は、認知症ケアパスを活用し、認知症の人がその状態に応じて必要な医療や介護のサービスを受けられるよう、関係機関との連絡体制の強化や支援等を行います。</p>	△	<p>令和3年度は各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チーム員の整備を行ったため、従来のチーム員会議は行わず、各地域包括支援センターごとに認知症に関する相談対応・支援を行った。</p> <p>今後は、会議を通じた認知症の人への対応・支援の共有を図る必要がある。</p> <p>また、認知症の症状や進行経過等をまとめた認知症ケアパスを最新の内容に更新・作成し、相談窓口や出前講座等で配布することで広く認知症への早期発見・早期対応につなげる必要がある。</p>
①自立支援・介護予防・重度化防止	<p>【地域ケア会議等から見えた課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の早期対応、認知症ケアパスの周知 <p>② 今後3年間の取組の方向性</p> <p>高齢者の増加に伴い、認知症の人も増加しており、認知症高齢者等やその家族が安心して生活できる地域づくりが必要となっています。</p> <p>そのため、認知症の早期発見・早期対応の体制及び認知症の人を取り巻く支援体制を構築します。</p> <p>(基本施策3)</p>	<p>・認知症のひととの共生と予防の推進</p> <p>(取組の柱7)</p>	95	<p>【認知症カフェ開設箇所数】</p> <p>R3:6か所 R4:7か所 R5:8か所</p>	<p>・認知症の人と共に生きる支援</p> <p>(取組コ)</p>	<p>認知症の人やその家族、地域住民、医療・介護の専門職が気軽に集い、交流する場である認知症カフェの更なる設置に取り組めます。</p> <p>認知症高齢者等やその家族が安心して生活できる環境を整えるために、徘徊のおそれがある人の事前登録を促進し、登録した人が行方不明になった際に警察と連携して広域(福岡市、粕屋地区、宗像地区の自治体)で捜索協力のメール配信を行います。また、認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク登録者等に対し、徘徊した場合の早期発見につながるGPS機器の貸出に係る費用の一部を補助する事業を新たにを行う等、認知症高齢者の見守りと地域のネットワークづくりに取り組めます。</p> <p>認知症等で判断能力の十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをすることで、弁護士等の専門職を法的に意思決定の支援を行う後見人等として家庭裁判所が選任する成年後見制度の利用について、助言等を行うとともに、制度の周知・啓発を行います。また、後見人等の支援が必要な高齢者本人に親族がおらず成年後見制度の申立てを行うことができない場合、市長による申立てを行います。</p> <p>認知症高齢者や親族のいない高齢者等の増加により、専門職による後見人等の担い手が不足する状況を補完するため、市民後見人の育成及びフォローアップを実施する等、高齢者の権利擁護を支援する体制の充実を図ります。</p>	△	<p>【令和3年度認知症カフェ開設箇所数:0箇所】</p> <p>令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、既存の認知症カフェが活動を休止、また新規で設置する団体等はなかった。</p> <p>認知症高齢者等徘徊SOSの登録者及び協力者の登録は増加しており、徘徊のおそれがある人の安全確保につながった。</p> <p>さらに徘徊SOS登録者の中で、徘徊した場合の早期発見につながるためのGPS機器の貸出を予定していたが、業者選定まで進めることが出来なかった。</p> <p>高齢者の権利擁護に関しては、虐待の疑いがある案件に関してのコアメンバー会議の実施や成年後見制度に関する情報提供などを行い、相談・支援を行うことができた。</p> <p>今後は、高齢者等に関する支援者と連携し、更なる認知症施策に取り組む必要がある。</p>

第8期介護保険事業計画に記載の内容					2021年度(令和3年度)年度末実績値			
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	計画記載頁	2021年度(令和3年度)目標値(事業内容、指標等)	具体的な事業名・取組名	事業・取組内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止		・在宅医療・介護連携の推進 (取組の柱8)	97	【終末期に関する住民講座の参加者数】 R3:80人 R4:85人 R5:90人	・在宅医療・介護連携の普及啓発 (取組サ)	市民が知りたい医療・介護関係機関に関する情報提供として、粕屋医師会が運用する「かすや医療・介護情報ネット(さがすくん)」の周知・啓発を行います。 また、住民講座においてACP(アドバンスケアプランニング:人生会議)に関する講話など終末期に関する普及啓発を行います。	△	【令和3年度終末期に関する住民講座の参加者数:不明】 令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、住民講座を会場集合型からオンライン形式に変更したことで、参加者数やアンケート調査結果の把握が困難となり、十分な効果を図ることができなかった。 今後もACP(人生会議)に関する講話を継続して実施することで、市民の理解を図ることが必要である。
①自立支援・介護予防・重度化防止	① 課題 【高齢者実態調査から見えた課題】 ・移動や買物に係る支援の充実 ・住み慣れた地域で最期を迎えることができる介護サービスの確保 ・終末期に備えた対話の必要性に関する普及啓発 ・主な介護者が不安に感じる「排泄」や「入浴・洗身」等に対応した訪問系サービスや通所系サービスの確保 ・介護保険が適用されるサービス以外で今後の在宅生活を支えるサービスの確保	・在宅医療・介護連携の推進 (取組の柱8)	97	数値目標なし	・多職種連携の促進 (取組シ)	高齢者が自宅等の住み慣れた生活の場で自分らしい生活を続けるために、医療・介護の関係機関(医療機関、薬局、訪問看護事業所、介護サービス事業所等)が連携して、在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。そのため、粕屋医師会や古賀市在宅医療・介護連携協議会(コスモスネット)等とともに、医療と介護の連携体制の構築に取り組みます。	△	粕屋医師会が開催する多職種連携会議に参加し、在宅医療・介護の提供等について情報共有を行うことができた。 今後は本市の在宅医療・介護連携協議会(コスモスネット)について、医療と介護の連携体制の再構築に取り組み必要がある。
②給付適正化		・介護サービスの適正な運用 (取組の柱9)	98	【訪問型・通所型サービスC(短期集中予防サービス)実利用者数】 R3:22人 R4:25人 R5:28人	・介護予防・生活支援サービスの支援 (取組ス)	地域包括支援センターが中心となり、要支援認定を受けた人など介護予防・生活支援サービス事業の対象となる人の個々の状況を踏まえて、自立支援を目的とした様々なサービスが提供されるよう支援を行います。特に生活機能の低下がみられる高齢者が自分の望む生活や社会活動を実現するために、短期間集中的に生活機能を改善するための運動器の機能向上を目的とした訪問型・通所型サービスC(短期集中予防サービス)の利用を推進します。	◎	【令和3年度訪問型・通所型サービスC実利用者数:16人】 各圏域地域包括支援センターが要支援認定者を受けた人について適切なサービスにつなげ、生活機能の低下を予防するための支援を行うことができた。 今後も支援が必要な高齢者に対して適切なサービスが提供できるよう関係機関と連携した支援が必要である。
②給付適正化	【第7期計画から見えた課題】 ・民間サービスの活用や多様な支援の創出 ・介護サービスの適正利用の推進や介護人材の確保 ・安心して在宅で生活できる支援の充実 【地域ケア会議等から見えた課題】 ・退院時の医療と介護の連携不足 ・多職種間の連携強化 ・介護者の孤立化 ・日常生活支援の担い手の養成や発掘 ② 今後3年間の取組の方向性 在宅医療と介護の連携を推進するために、医療・介護・福祉の関係団体において連携強化が図れるよう体制づくりに取り組みます。 利用者が安心して生活できるよう、介護サービスの適正な運用に取り組みます。 また、介護保険事業以外の高齢者の在宅生活を支える福祉サービスについては、サービスの在り方を見直しながら必要な人に対する支援を行います。	・介護サービスの適正な運用 (取組の柱9)	98	【実地指導を行う回数】 R3:13回 R4:13回 R5:13回	・介護給付費適正化の取組 (取組セ)	介護保険事業の適正な運営を図るため、要介護(支援)認定調査の状況確認や住宅改修等の保険給付状況及びケアプランの点検、介護給付費通知を行います。 また、介護サービス事業所の適正な運営を図るため、事業所へ赴き、サービスの提供が適切に行われているかを確認し指摘・指導する「実地指導」や、介護報酬改定等の制度改正や実地指導の指摘事項等について、市内事業所に対し説明する「集団指導」を開催します。 このほか、高齢者の介護を社会全体で支え合う制度である介護保険の仕組みや利用方法について、パンフレットの作成やホームページの掲載を行うとともに、まちづくり出前講座等を活用し、市民周知を図ります。	×	【令和3年度実地指導を行った回数:3回】 住宅改修、福祉用具貸与の給付状況について、246ケースの状況を確認し、ケアプランの点検について、16ケース(2人×8事業所)実施。 実地指導については、新型コロナウイルス感染症の影響により、結果として目標を大幅に下回る結果(R3年度:3回)となった。また、集団指導については、書面開催として実施した。 今後も新型コロナウイルス感染症の影響が続くことが見込まれることから、実地指導や集団指導の実施にあたり検討が必要であると認識している。 介護保険制度の仕組み等について、ホームページや広報への掲載を行うとともに、パンフレットを活用し窓口での説明やシニアクラブ、民生委員・児童委員等の関係団体への周知を図った。また、まちづくり出前講座を活用し地域や団体に対して本市の高齢者をとりまく現状や見込みをふまえ、介護保険事業について理解促進を図った。(R3年度:3回)
②給付適正化	(基本施策4)	・介護サービスの適正な運用 (取組の柱9)	99	【生活支援サポーター派遣箇所数】 R3:0か所 R4:5か所 R5:10か所	・介護人材の確保 (取組ソ)	今後も高齢者が増加する一方で、令和7(2025)年以降は65歳未満の人口が減少するという新たな局面を迎えます。介護現場の人手不足は現在でも深刻な問題であり、今後、介護のニーズが更に増加する中、必要なサービスを提供できるよう、介護現場の様々なニーズに対応した取組を実施します。 ・ 食事の配膳や外出補助など簡単な支援を行うサポーターを育成し、人材不足に悩む介護サービス事業所へ生活支援サポーターとして派遣します。 ・ 古賀市が定める研修を実施し、調理や掃除、買物等の生活支援を担う介護職を育成します。 ・ 介護サービス事業所に対し、実際に介護ロボットやICT(情報通信技術)の活用に触れる機会を設け、業務の改善・効率化を検討するきっかけづくりに取り組みます。	×	【令和3年度生活支援サポーター派遣箇所数:0箇所】 要介護(支援)認定調査内容(新規:542件、更新716件、区分変更:209件)について点検を行い、令和3年度は、14か所の介護予防施設や介護サービス事業所の登録があった。2か所の介護予防施設には、サポーターの派遣を行なったが、介護サービス事業所は、新型コロナウイルス感染症対策のためサポーターの受入が難しい状況であったため、サポーターの派遣はできなかった。 近隣3市合同で「生活支援担い手研修」を開催したが、本市の参加者はいなかったため人材育成につながらなかった。今後も継続的に講座を開催し、担い手の育成につなげる必要がある。 運営推進会議や実施指導などの機会を捉えて、一部の介護サービス事業所から介護ロボットやICT活用状況等について話しはできたが、コロナ禍で、介護ロボット等に触れる機会を設けることはできなかった。介護人材の不足は大きな課題であり、引き続き効果的な取り組みを検討する必要がある。

第8期介護保険事業計画に記載の内容					2021年度(令和3年度)年度末実績値			
区分	現状と課題	第8期における具体的な取組	計画記載頁	2021年度(令和3年度)目標値(事業内容、指標等)	具体的な事業名・取組名	事業・取組内容	自己評価	課題と対応策
①自立支援・介護予防・重度化防止		・在宅生活の継続支援 (取組の柱10)	100	数値目標なし	・安心した生活につながる取組 (取組タ)	一人暮らし高齢者等が地域で安心して生活できるよう、民生委員や福祉員等の見守りに加え、新聞配達・電気・ガス・郵便局・ごみ収集・宅配弁当・コンビニエンスストア等、多くの事業者が日常の配達業務等で高齢者の異変を察知した時に市へ通報する活動を実施します。併せて、一人暮らし高齢者の不安を軽減するための安否確認緊急対応コールによる見守り支援を実施します。 また、高齢者の在宅生活を支える上で、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅といった住まいについても、多様な介護ニーズの受け皿となっていることから、福岡県と連携し情報の把握に努め、市民への情報提供を行います。 現在、在宅高齢者の生活支援の一つとして介護用品(紙おむつ)の給付や配食サービス等を実施しています。しかしながら、高齢者の増加が見込まれ、多様な在宅サービスが必要となることから、民間サービス等の更なる活用の推進と併せ、公的支援の目的や内容、負担の在り方について検討します。	○	一人暮らし高齢者等見守り事業所との協定により、異変を察知した際の連携体制が図られている。今後も協力事業者を拡大し、体制強化を図ることが必要である。 令和3年度は、介護用品(紙おむつ)給付サービス、配食サービスのいずれにおいても対象範囲を縮小したことにより件数は減少したが、紙おむつは1,016人、配食は3,306食のサービスを行い、在宅高齢者の負担軽減につながった。
①自立支援・介護予防・重度化防止		・在宅生活の継続支援 (取組の柱10)	101	数値目標なし	・家族介護者の支援 (取組チ)	介護を行う家族の不安を軽減するため、高齢者が適切な訪問系や通所系の介護サービスが受けられるように支援するとともに、移動販売や配食等の民間サービス及び高齢者の個々の状況に応じた地域のつどいの場の情報提供等に取り組めます。 また、介護に関する悩みを抱える家族の交流の場に、介護の専門職が参加し助言を行う等、家族介護者の支援を行います。その他、家族の介護を抱えている就業者が仕事と介護を両立できるよう、相談支援の充実に取り組めます。	○	地域包括支援センターが高齢者本人のほか介護者等の相談を受け、内容に応じた関係機関を紹介するなど寄り添った支援を行うことができた。今後も相談支援の充実に取り組む必要がある。
①自立支援・介護予防・重度化防止		・福祉サービスの実施 (取組の柱11)	101	数値目標なし	・生活環境の支援 (取組ソ)	環境上の理由及び経済的な理由により、在宅での生活が困難な高齢者に対して、心身の状況、置かれている環境、居宅における介護の可能性を総合的に勘案して養護老人ホームへの入所措置を行います。 また、施設と連携し、入所者の自立をめざす支援が行えるよう取り組めます。	×	令和3年度初めに措置入所していた方が亡くなり、以降措置入所者はいない。養護老人ホームについて入所の相談がある度に、その都度対応している。
①自立支援・介護予防・重度化防止		・福祉サービスの実施 (取組の柱11)	101	数値目標なし	・福祉サービスの支援 (取組テ)	現在、はり・きゅう施術料の助成や老人の日に記念品の贈呈を行っています。しかしながら、今後、高齢化が進み、高齢者が更に増加する状況にあることから、福祉サービスの在り方について改めて検討します。	○	令和3年度においてははりきゅう券の交付者は432名で、交付率は対象である65歳以上の人口の2.6%であった。課題としては、令和2年度に続きコロナ禍で、利用者が減少している。また、施術者の高齢化もあり、対象施設も少しずつ減ってきている。

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成